

平成28年度事業計画

1 基本方針

(1) 中期経営計画の推進

平成28年度は、25年度末に策定した中期経営計画（平成26年度～30年度）の折り返し点となる年度であり、計画期間における計画の確実な達成を図るため、27年度までの進捗状況をしつかりと点検するとともに、国や京都市の施策の動向等も踏まえて必要な見直しを行い、着実に取組を進めます。

また、事業の実施に当たっては、計画の実施に必要な経費を積立金として積み立てるなど必要な資金確保に努め、引き続き健全な経営を維持するとともに、各部門による連携、協働を強化し、法人一体となって取組を推進します。

特に、地域の福祉ニーズや介護ニーズの増加を見据え、地域包括ケアを推進する観点から、24時間365日のサービス提供体制の確立に向けて地域密着型サービスの充実等に積極的に取り組むほか、高齢者、障害のある方、子ども等幅広い利用者への支援やサービスにおいてそれぞれの枠組みを超えた事業連携を行うことにより、サービスのご利用者ひとり一人や地域の特性を踏まえた総合的な福祉サービスの提供を目指します。

<重点事項>

ア 24時間365日のサービス提供体制の確立に向けた取組

本年2月に開設したナイトケアセンター山科（夜間対応型訪問介護）や、3月に開設した地域密着型サービスセンター桂坂（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護）の運営を早期に軌道に乗せるとともに、介護と看護のより一層の連携の推進や、今年度から実施予定の障害のある方への相談支援事業、平成29年度から京都市において始まる「新しい総合事業」に的確に対応していくための準備、体制の見直し等に取り組み、さらには今後の新たなサービスの展開に向けた準備を進めます。

イ 地域の福祉・介護ニーズに応じたサービス提供を目指した取組

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所をはじめ各事業所、施設において、サービスの利用や相談等を通じて、地域のご利用者の実態やニーズを的確に把握し、地域の関係機関等とのネットワークの構築に努め、ニーズに応じた質の高いサービス提供に努めます。

また、公益性の高い社会福祉法人として求められる役割を的確に果たすため、協会が有する幅広い資源を効果的に活用するとともに積極的に部門を超えた事業連携を行い、地域の福祉拠点としての特性を生かして異世代交流や居場所づくり、生活支援サービス、地域住民の認知症高齢者や障害のある方に対する理解の促進等に取り組むなど、地域の福祉力向上のために協会独自の社会貢献を進めます。

ウ 子ども・子育て家庭への支援、子どもや子育て家庭を支える地域づくりに向けた取組

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施により利用が増加している学童クラブ事業について、運営基準に基づき適切に運営するとともに、新制度における課題の検討等、引き続き支援内容の充実に向けて取り組めます。

また、児童館事業の運営に当たっては、地域の児童健全育成及び子育て支援の拠点施設として、それぞれの地域特性を踏まえ、地域子育て支援ステーション事業の充実等により地域住民や関係機関等のネットワークの構築、強化を図るとともに、乳幼児や中高生も含めた幅広い対象者への支援の充実を努めます。

エ 満足度の高いサービス提供のための人材育成と人材確保に向けた取組

ご利用者の尊厳を守り自立を支援する福祉・介護従事者には、仕事の高い質とともに、その役割にふさわしい倫理観が求められることから、人材育成を法人全体の最重点課題と位置付け、部門の枠組みに止まらない専門的な研修はもとより、職業倫理、人権に係る研修を充実し、高い規範意識と倫理観・道徳観を持つ人材を育成して、ご利用者に満足度の高いサービスを提供します。

また、職員等の確保と定着は喫緊の課題であり、キャリアパスを構築する中で、職員の士気の高揚、資質向上を図り、将来に希望を持って働き続けられるよう取り組めます。

さらに、訪問介護事業等の安定的なサービス提供にとって鍵となるヘルパーの確保と定着について、「新しい総合事業」の導入も見据えたヘルパー体制の抜本的な見直しにより、高い介護技術を有するヘルパーの離職の防止、新たな人材確保に取り組めます。

(2) 内部統制の強化、不祥事防止策の取組等

適正な事業運営や健全な財務運営を確保し、引き続き質の高いサービス提供体制を構築していくため、国における社会福祉法改正の動き及び平成25年度末に策定した不祥事防止策を踏まえて、内部統制機能の強化を図り、調整室危機管理部を中心にリスクマネジメント及びコンプライアンスの推進、不祥事防止策の確実な進捗に取り組めます。

<主な取組事項>

ア 平成27年度に策定した法人倫理綱領を踏まえ、その趣旨や高い規範意識が全ての職員に定着するよう、継続的な研修等

イ 平成27年度から開始した内部監査の効率的な実施、内容の充実

ウ 国の社会福祉法改正の動きに対応して、役員会（理事及び評議員の役割等）の見直し、会計監査人の設置（外部監査の実施）及びいわゆる余裕資金の精査等についての準備

エ 京都市の外郭団体からの自立に備えて、本部体制の段階的な見直し

2 居宅部門

平成27年度の介護報酬改定の内容が非常に厳しいものとなったことを受け、また平成29年度より開始される日常生活支援総合事業を見据え、地域包括ケアの推進と経営の安定に向けて、24時間365日のサービス提供体制の確立、認知症・ターミナル・医療的ケア等の対応を推進するとともに、軽度者にも適切に対応していける体制の確立に向けて取組を進めます。

また、社会福祉法人制度改革において求められる組織ガバナンスの強化及びコンプライアンスの推進、加えて地域貢献事業の実施等についても取組を進めます。

(1) 取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

中重度の要介護者や認知症高齢者等のニーズに対応できるよう各ヘルプ事務所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所）同士、あるいはヘルプ事務所と市内の中心部及び東西南北の5つの事業エリアに設置を予定している、総合的なサービス拠点である「総合ステーション（仮称）」（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所・夜間対応型訪問介護事業所・訪問看護事業所を併設）が連携を深めることにより、日常生活圏域における24時間365日のサービス提供体制、介護と看護の一体的なサービス提供体制の確立に向けて、法人内はもとより、他の社会福祉法人や医療法人等とも連携・協働し、京都市全体の地域包括ケアの推進に向けた取組を進めていくとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施についても視野に入れて検討していきます。

また、日常生活支援総合事業については、新たなサービスの担い手の確保も含めて適切にサービス提供ができる体制の確立に向けて取り組みます。

(ア) 24時間365日サービス提供体制の確立

中重度の要介護者の早朝・夜間帯のニーズに的確に対応するため、各ヘルプ事務所において、現在のサービス提供時間（午前7時半～午後7時）の延長等について検討を進めるとともに、各ヘルプ事務所と夜間対応型訪問介護事業を実施しているナイトケアセンター小川（上京区・左京区・中京区・東山区の一部を管轄）、ナイトケアセンター南（下京区・南区・東山区の一部を管轄）及びナイトケアセンター山科（山科区、伏見区醍醐地域を管轄）がこれまで以上に連携を強化することにより、24時間365日のサービス提供体制を確立できるよう取組を進めます。

また、平成30年度中を目途に更に2か所のナイトケアセンターを設置できるよう準備を進めます。

(イ) 介護と看護の一体的サービス提供体制の確立

「南総合ステーション（仮称）」（ヘルプ事務所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所）、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護ステーションを併設）において、医療・看護ニーズのある重度のご利用者の在宅生活を円滑に支援することを目指して、試行的に実施してきたモバイル端末（スマートフォン）を使用した連携体制について、一定の効果が見られたことから、さらに法人外の関係事業所等の参画を得てより効果的な支援体制が組めるよう引き続き試行実施に取り組み、その効果等を検証した上で、他のヘルプ事務所等での導入を検討していきます。

また、在宅で喀痰吸引等のニーズがあるご利用者に的確に対応するための「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（3号研修）」及び研修受講後のサービス提供責任者やヘルパーが適切に喀痰吸引等の支援ができていのかどうかについて、本部事業部に配置している看護師資格を有する医療看護サポート担当による評価についても引き続き取り組みます。

さらには、介護と医療・看護をつなぐ要であるケアマネジャーの資質向上を目指して、引き続き医療・看護の視点を踏まえた研修の充実にも取り組みます。

(ウ) 「事業エリア制」の構築に向けた取組

平成27年4月よりそれまでの南北2エリア体制から新たに西エリアを加えて3エリア体制とした事業エリア制について、平成28年度は3エリア体制を維持しつつ、新たなるヘルパーの体系構築等に取り組み、ヘルパー人材等の安定的定着を図り、平成30年度中を目途に5エリア体制に移行し、より効果的なヘルパー等の相互支援体制を構築し、中重度者の介護ニーズに的確に応えていくことができるよう取り組むとともに、軽度者に対しても適切な支援を行える体制を確立できるよう準備を進めます。

(注) 南エリア…東山事務所、南事務所、ナイトケアセンター南、

ばあとなあず南（訪問看護ステーション）、山科事務所、

ナイトケアセンター山科、伏見事務所、醍醐事務所

北エリア…北事務所、小川事務所、ナイトケアセンター小川、高野事務所、

本能事務所、朱雀事務所

西エリア…西七条事務所、太秦事務所、西京事務所

(エ) ヘルパー等の人材確保・定着及び育成について

地域包括ケアの推進とご利用者に適切なサービス提供が可能となるよう、さらにはヘルパーの安定的確保と定着を図ることができるよう、これまでの直行直帰型及びパートヘルパーを中心としたヘルパー体系を抜本的に見直し、平成29年度を目途として新たに事務所勤務型常勤ヘルパー等を創設し、これまで以上に身体介護や認知症・ターミナル・医療的ケア等に強い事業所を目指すとともに、多様なニーズを持つ従来のパートヘルパーの再編及びOBヘルパー等の法人内の豊富な人材を活用することにより、日常生活支援総合事業や地域貢献事業等について積極的に取り組むことができるよう準備を進めます。

人材育成については、引き続き専門的な研修に加えて、リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進に向けた管理職研修、プリセプターシップ研修（新規採用職員研修）、倫理研修等をより充実させるとともに、平成30年度までを目途として人材育成、サービス向上、広報・出版及び各種啓発等の機能を備えた「人材研修センター（仮称）」の設置に向けて取り組みます。

(オ) 日常生活支援総合事業について

平成29年度より開始予定の日常生活支援総合事業について、要支援者が同事業に移行されることになり、報酬単価が従来よりも低額となる見込みであること等から、パートヘルパーやOBヘルパー等の法人内の多様な人材を活用する等して新たなサービスの担い手を再編し、同事業に対してもこれまでと同様に積極的、かつ、適切に支援することができるよう準備を進めます。

イ サービスの質の向上

これまでと同様に各事業所や地域の実情を踏まえ、ヘルプ事務所単位又は事業エリア単位で外部の看護師、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門家の確保又は顧問契約等を行い、相談機能の充実及び研修を強化するとともに、更なるサービスの質の向上に向けて各種委員会等を設置し、研修等に取り組めます。

また、障害者総合支援制度について、平成28年度上半期に障害者相談支援専門員（介護保険制度におけるケアマネジャーに相当）を選任・配置し、下半期より本格的に対応できるよう準備を進めるとともに、引き続き同専門員に係る初任者研修を積極的に受講させ、同事業に的確に対応することができるよう取り組めます。

ウ 経営安定に係る取組

平成27年4月の介護報酬改定が非常に厳しい内容となり、組織の経営に大きな影響があったことから、訪問介護事業の担い手であるヘルパーについて、平成27年11月よりプロジェクトチームを立ち上げ、平成29年度を目途に新たなヘルパー体系を構築できるよう取組を進めているところであり、事務所勤務型の常勤ヘルパーの創設及び各パートヘルパーのニーズに応じた働き方ができる体制を確立してヘルパーの定着を図り、今後、ますます増加する早朝・夜間の介護ニーズに的確に応え、これまで以上に身体介護に対応できる事業者となれるよう取り組みます。また、29年度から開始予定の日常生活支援総合事業を見据えて、これまで身体介護と生活支援等のサービス内容に関わらず一律であったヘルパーの手当について、サービス内容に応じた手当体系となるよう見直しに取り組みます。

さらに、夜間対応型訪問介護事業を実施している3つのナイトケアセンターのより効果的、効率的な経営及び運営を目指し、新たなヘルパー体系構築の中で夜間帯に活動できるヘルパーの確保策を検討し、職員とヘルパーの効果的な役割分担を検討するとともに、ナイトケアセンターと各ヘルプ事務所においても早朝・夜間帯のサービス提供体制において適切な役割分担を行えるよう取組を進めていきます。

また、引き続き介護報酬における加算を着実に取得できるよう体制整備と適正な管理に努め、介護職員処遇改善加算の積極的な取得により、介護職員、とりわけヘルパーの処遇の改善を図るとともに、介護職員の資質向上、労働環境の改善等に取り組み、介護人材を確保・定着させ、サービスの充実及び経営の安定に向けて取り組みます。

エ リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進

平成28年度も、引き続き平成25年度末に策定した『信頼回復と法人再生のために』に基づき、これまで取り組んできた各種管理体制の見直し（労務管理及び現金管理等）、モニター機能の強化（利用者アンケートの充実等）、コンプライアンス推進等の研修の充実等に取り組み、これをさらに前進させるとともに、新たにヘルパーの労務及び業務管理を適正に行い、またヘルパーからの相談体制を充実させるため、平成27年度下半期より取り組んできた全事務所におけるヘルパーの事務所立寄り制度について着実に浸透させることができるよう取組を進めます。

オ 地域貢献事業等

社会福祉法人制度改革において求められる地域貢献について、中期経営計画に基づき着実に対応できるよう以下の取組を進めるとともに、施設部門や児童館部門と連携し、その他の地域貢献事業についても検討していきます。

(ア) 平成27年度下半期から高野事務所で開始した認知症カフェの運営について、他のヘルプ事務所でも実施していくことができるよう検討を進めます。

(イ) 認知症等による徘徊時の貸与携帯電話を活用した検索システムについて、将来的には地域貢献事業として実施していけるよう平成28年度中に法人の利用者において運用を開始します。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 訪問介護事業

訪問介護においては、24時間365日、介護と看護の一体的なサービス提供体制を充実させるため、ヘルパーの人材確保と定着、事業エリア制の推進を図るとともに、軽度者への積極的な対応とサービスの質の向上、不祥事の発生しない組織体質の醸成、地域貢献に向けた取組を進めます。

- (ア) ヘルパーの人材確保や定着を図るための新たなヘルパー体系の創出
- (イ) 日常生活支援総合事業を見据えた新たなサービスの担い手の構築
- (ウ) 障害者総合支援制度における障害者支援専門員の選任・配置
- (エ) ナイトケアセンターの効率的・効果的な運営体制の確立
- (オ) 各ヘルプ事務所とナイトケアセンターの連携強化
- (カ) ヘルパー事務所立寄り制度の定着
- (キ) 関係事業所を含めたモバイル端末を活用した介護と看護の連携体制の構築
- (ク) 地域貢献事業としての認知症カフェの拡大検討及び徘徊者等検索システムの導入
- (ケ) 各種コンプライアンス推進に向けた取組の実施及び定着

○ ヘルパー数

	28年度計画	27年度		27年3月実績
		1月実績	計画	
ヘルパー数	1,800	1,747	1,820	1,829
うち契約ヘルパー	490	489	500	501

○ 派遣件数

	28年度計画	27年度		27年3月実績	
		1月実績	計画		
利用者数	6,975	6,761	7,080	6,853	
内 訳	うち介護保険(介護)要介護1～5	3,800	3,739	3,940	3,763
	うち介護保険(介護予防)要支援1・2	2,000	1,911	2,010	1,950
	障害者総合支援	1,150	1,091	1,130	1,110
	受託事業※	25	20	35	30

※ 受託事業は、「すこやかホームヘルプ事業(自立している方)」,「60～64歳で要介護状態にある方」

○ 夜間対応型訪問介護(ナイトケアセンター小川・山科・南)

	28年度計画	27年度		27年3月実績
		1月実績	計画	
実利用件数	490	357	350	310
定期巡回(訪問回数)	2,200	1,587	1,600	1,392
随時訪問(訪問回数)	330	210	250	214

○ほのぼのサービス（介護保険制度適用外＝独自サービス）

	28年度計画	27年度		27年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	400	365	430	386

○ヘルパー採用者数

	28年度計画	27年度		26年度実績
		4月～1月 実績	計画	
採用者数	110	84	130	96
協会内養成研修修了者	50	28	50	48
外部有資格者	60	56	80	48
（参考）協会内養成研修修了者数	180	163	240	201

○育児支援ヘルプ事業

(1) 利用者数

	28年度計画	27年度		26年度実績
		4月～1月 実績	計画	
利用者数	340	284	290	301
育児支援ヘルパー派遣事業	265	222	220	230
第三子以降産前産後ヘルパー派遣事業	75	62	70	71

(2) 育児支援ヘルパー数

	28年度計画	27年度		26年度実績
		1月実績	計画	
ヘルパー数	45	35	35	24

イ 居宅介護支援事業

地域包括ケアの推進に向けて、ケアマネジャーが介護と医療をつなぐ要として重要な役割を果たしていけるよう引き続き医療との連携を強化する等し、今後とも質の高いケアマネジメントが行えるよう取り組むとともに、特定事業所加算を取得し続けることができるよう取り組みます。

- (ア) ケアマネジメント力の向上に向けた医療・看護との連携を意識した事例検討の実施
- (イ) 法人内外のケアマネジャーの育成等を見据えた主任ケアマネジャーの活用の検討
- (ウ) これまで以上に利用者及び家族等が相談しやすい体制の検討
- (エ) 集中減算に係る適正な管理
- (オ) 特定事業所加算の新たな要件として加わった法定研修等における実習生の受け入れ体制の確保

○給付管理（ケアプラン作成）件数

	28年度計画	27年度		27年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	3,500	3,427	3,560	3,363

○介護予防給付管理（予防ケアプラン作成）件数

	28年度計画	27年度		27年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	120	100	120	81

○事務受託法人（「新規要介護認定調査」）事業

	28年度計画	27年度		26年度実績 (月平均)
		1月実績	計画	
利用者数	360	339	370	370

ウ 訪問看護事業

平成26年5月から事業再開した訪問看護ステーションぱあとなあず南について、平成27年度は看護師の増員が図れず、事業の実績を伸ばすことができませんでしたが、平成28年4月に看護師1名を増員することから、さらに在宅で看護ニーズのある利用者に積極的に対応していくとともに、引き続き看護師の確保に向けて取り組み、事業運営を安定させ、南事務所及びナイトケアセンター南との連携をさらに深め、介護と看護の一体的なサービス提供の確立に向けて取り組みます。

○訪問看護事業

	28年度計画	27年度		27年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	27	13	34	16

エ 介護員養成研修等事業

介護員養成研修の受講生は、ここ数年間減少傾向が続いていることから、平成28年度は、引き続き受講生の確保を最優先課題とし、従業員への受講生紹介依頼、市民しんぶん等による広報に加え、公的な職業支援機関（京都自立就労サポートセンター等）や専門学校など教育機関との連携も強化していきます。

また、介護福祉士実務者研修については、平成28年度から国家試験受験のための必須要件になることから、法人内従業員のみならず、介護員養成研修修了生を中心に受講生を確保し、ひいては介護福祉士取得者の増加に努めます。

さらに、中期経営計画に基づき、地域貢献の観点から、他の介護事業所への講師派遣（業務受託）を積極的に進め、市民啓発にかかる研修については、学生や児童にも対象を広げ、法人内各部門との連携により実施していきます。

上記の事業をより積極的に展開していくためにも、平成29年度から平成30年度の間を目途に「人材研修センター（仮称）」の設置に向けて準備を進めます。

○介護職員初任者研修

	28年度計画	27年度		26年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	180	163	240	201

※年4回開講（1クール60名定員）

○介護福祉士実務者研修

	28年度計画	27年度		26年度実績 (27年2月 開講)
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	70	27	120	0

※年2回開講（1クール60名定員）平成27年10月開講分にて26名受講中

○喀痰吸引等研修事業（第3号研修）

	28年度計画	27年度		26年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	240	194	240	291

※年4回開講（1クール60名定員）

3 施設部門

施設部門においては、京都市の指定管理者として管理運営する4施設（小川、本能、修徳、西院）及び協会独自に設置している4施設（紫野、西七条、塔南の園、久我の杜）の8施設を拠点として、各施設が保有する機能と特徴を生かし、地域住民との連携、交流を図りながら多様なサービスを展開します。

また、ご利用者に対し満足度の高いサービスの提供、職員のスキルアップと人材の育成及び確保、ご利用者やご家族、地域から信頼される施設運営を推進していきます。

不祥事の再発防止に対しては、昨今の介護事故や虐待等のニュースも踏まえ、引き続きリスクマネジメント体制の強化と、コンプライアンスの徹底を図ります。

京都市より示されている「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」について、自立化に向けて組織の安定化と管理職の人材育成等を進めていきます。

平成28年度は修徳（平成13年7月16日開設）と小川（平成14年1月10日開設）で開設15周年、塔南の園（平成8年12月1日開設）で開設20周年を迎えることになり、より地域に貢献できる記念事業を検討します。

（1）取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

（ア）地域包括ケア推進のための取組

平成28年3月30日開設予定の地域密着型サービスセンター桂坂は、「小規模多機能型居宅介護事業」と、法人では初めての事業となる「認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）」を実施し、ご利用者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるようケアの充実に取り組みます。また、「地域交流スペース」を設け、地域の各種サークル活動や地域住民とご利用者の交流の場としての活用を計画しており、地域との連携の強化を図ります。

地域包括ケアシステムの中核機関と位置付けられている6か所の地域包括支援センター（紫野、小川、本能、修徳、西院、久我の杜）では、重要取組事項である「地域の高齢者の実態把握」、「地域におけるネットワークの構築・支援」、「介護予防事業の推進」、「権利擁護に関する連携・支援」に取り組み、高齢者を総合的に支える地域の相談窓口として役割を果たします。

（イ）地域密着型サービスの充実に向けた施設整備

地域包括ケアの中心的なサービスである地域密着型サービスについて、地域密着型サービスセンター桂坂に続く施設整備に向けて検討を行います。検討に当たっては、京都市が募集する地域の優先度の高い地域を基本として、「小規模多機能型居宅介護事業」、「認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）」、「地域密着型特別養護老人ホーム」の事業を中心に、近年の介護人材の確保が困難な状況や建設費の高騰等も踏まえて、実施時期も含めて検討します。

（ウ）新人事管理制度の定着

人事考課制度については、平成26年度の評価を平成27年度の賞与に初めて反映しましたが、平成27年度の評価を平成28年度から定期昇給や昇格等についても反映します。今後は役割資格等級規則に従って運用することになりますが、教育研修制度と同様に定期的に制度の検証を行って完成度を高めるとともに、人材の育成・活用・処遇、そして職員のモチベーションアップにつなげます。

(エ) 既存施設の老朽化等による整備計画の取組

平成27年度から継続して取り組んでいる整備計画については、専門業者の建物診断結果を基に、優先度の高い順から資金面等も考慮し、専門業者のアドバイスを受けながら整備計画を作成します。

(オ) 土地購入の取組

協会独自に設置している4施設（紫野、西七条、塔南の園、久我の杜）の土地について、平成27年度は紫野と塔南の園の土地を購入しましたが、西七条と久我の杜については今後の事業展開や収支状況等も鑑みながら検討します。

（参考）

平成27年度土地賃貸料：西七条 5,992,169 円・久我の杜 6,260,211 円

各施設の面積：西七条 1,604.95 m²・久我の杜 2,712.72 m²

(カ) 社会貢献・地域貢献の取組

現在、紫野（北区）において実施している社会貢献事業「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」を継続するとともに、平成28年度からは久我の杜（伏見区）でも実施に向けて取り組みます。また、他の施設でもこのモデル事業への参画について検討します。

介護職として働くことを希望する障がい者の就労支援についても、各施設において介護職員初任者研修や実習等の受入れを積極的に取り組みます。

以前から各施設で取り組んでいる認知症カフェやコミュニティ・カフェ、地域向けのセミナー等も継続するとともに、各地域の特性に応じた福祉資源を模索して、他部門とも連携を図りながら地域貢献に結びつくよう積極的に取り組みます。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の取組

平成27年4月の介護保険法改正により、京都市では平成29年4月より介護予防通所介護が地域支援事業に移行されます。また、介護予防事業も一次予防・二次予防と区別せずに一般介護予防事業に移行されます。

基本は地域の実情に応じた取り組みができることになるため、今後は京都市からの情報等も踏まえて、制度移行への準備段階として支援サービス等について検討します。

ウ リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進

(ア) 風通しの良い職場づくり

平成27年度と同様に、平成28年度も正職員以外にも契約職員に対して年1回以上直属の上司や管理職等によるヒアリングを実施し、業務状況や心身の状況の把握等に努め、風通しの良い職場づくりや環境づくりを進めます。

(イ) 人員配置の適正化

平成27年度は、特養の適正な人員配置数の検討を行うとともに、定期異動のルール化に向けても検討しました。今後は制度化に向けて取り組むとともに、不祥事が起こりにくい環境を整備します。

(ウ) 倫理観の醸成

職業倫理やコンプライアンス等の研修を継続的に実施することは、倫理観の醸成につながります。平成28年度は、管理職の企画研修として内部統制とコンプライアンスの研修を実施する予定です。

(エ) 金銭管理方法の見直し（小規模多機能型居宅介護事業）

平成27年度と同様に、金銭管理規程を順守し厳正に管理するとともに、保管責任者・出納責任者を中心に複数の職員によるチェック体制の強化を図ります。また、金銭の取扱いについて注意喚起を行い、定期的に金銭管理状況のチェックを実施するなど抑止力が働く体制を確立します。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

施設サービス計画書に基づいたサービスの実施を徹底するとともに、その評価と見直しを随時行い、一人ひとりの人権を尊重し、ご利用者の特性に合わせた個別ケアを推進して、自分らしい生活が実現できるように支援します。

介護の基本である入浴・食事・排泄・移乗において、その内容について随時見直しを図り、ご利用者一人ひとりの心身の状態に応じた安心・安全で快適な支援を目指します。

ご利用者の重度化への対応として、多職種協働によるサービスを提供し、嘱託医等の協力を得ながら看取りケアの体制の充実を図ります。

口腔ケアの充実も入居者の生活の質の向上を図る上で重要であり、歯科医師や歯科衛生士と連携を図りながら、口腔ケアの体制の充実も図ります。

(措置入所者含む)

区分		紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園
利用定員（人）		60	70	90	80	50	70
28年度計画利用率(%)		95.0	97.0	94.2	95.0	96.0	93.0
27年度	1月実績利用率(%)	93.3	93.4	92.8	95.8	94.3	93.1
	計画利用率(%)	95.3	97.0	96.5	95.6	96.0	95.0
26年度実績利用率(%)		96.8	94.1	94.8	95.6	96.0	97.6

イ ショートステイ（短期入所生活介護事業）

在宅高齢者であることを踏まえ、ご利用者のご家庭での状況等を理解し、在宅生活が長く送ることができるようアセスメントの充実を図り、それに応じたサービスを提供します。

また、居宅介護支援事業所とも連携を図り、リピーターの継続利用や新規のご利用者を増やすとともに、特養入居者の入院等による空床の活用も積極的に行い、在宅生活を支援します。

(空床利用含む)

区分		紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園
利用定員（人）		空床利用型	30	10	20	10	16
28年度計画利用率(%)			109.0	145.0	120.0	115.0	123.0
27年度	1月実績利用率(%)		100.9	142.6	120.2	109.7	119.5
	計画利用率(%)		109.0	139.2	120.0	115.0	114.0
26年度実績利用率(%)			108.8	143.6	119.9	120.0	109.1

ウ 老人デイサービスセンター（通所介護事業）

（ア）老人デイサービスセンター

ご利用者の有する能力と可能性を引き出し、在宅生活がいきいきと張りのある豊かな毎日となるよう身体面・精神面・社会参加面等々の側面から支援します。

そのためには、ケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、ご利用者及びご家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりとサービスを提供します。

平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業に示されている地域支援事業の準備として、制度の動向を踏まえて支援サービスについて検討します。

区分	紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園	西院	久我の杜	
利用定員（人）	40	30	35	30	30	35	35	30	
28年度計画利用率（%）	82.0	91.8	87.1	87.7	85.0	90.0	88.0	82.0	
27年度	1月実績利用率（%）	80.3	85.0	86.9	88.1	84.6	85.0	84.7	78.0
	計画利用率（%）	84.0	91.8	86.8	87.7	84.0	90.0	88.0	85.0
26年度実績利用率（%）	78.2	84.9	87.1	87.8	90.0	87.8	88.3	86.5	

（イ）配食サービス事業

きめ細かな情報共有と、ご利用者の状態に応じた食事形態を提供できるよう努めます。

配食サービスは、独居や高齢者の生活を支える重要なサービスであり、京都市及び京都市社会福祉協議会との連携のもと、さらにサービスの充実を図ります。

区分	小川	修徳	西七条	塔南の園	久我の杜	山ノ内	
営業日	昼：月～日 夕：なし	昼：月～日 夕：なし	昼：月～日 夕：月～日	昼：月～金 夕：月～日	昼：月～日 夕：なし	昼：月～日 夕：月～日	
28年度計画配食数（食）	4,500	6,570	6,000	12,000	3,833	14,196	
27年度	1月実績配食数（食）	3,755	6,470	5,771	10,728	2,839	13,382
	計画配食数（食）	4,000	6,570	9,000	11,000	3,900	9,960
26年度実績配食数（食）	3,396	6,357	9,265	10,365	3,640	11,077	

エ 地域密着型サービス事業

(ア) 小規模多機能型居宅介護事業所

ご利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況や希望、生活環境等を踏まえ、通い・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスの充実を図ります。

また、ご利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。

地域密着型サービスセンター桂坂の開設で4事業所となることから、職員の交換研修等も実施し、連携・協力を図りながらサービスの質の向上に取り組めます。

区分		小川	みささぎ	山ノ内	桂坂
利用定員(人)		24	25	25	25
28年度計画利用率(%)		87.5	80.0	92.0	55.6
27年度	1月実績利用率(%)	77.8	71.9	84.2	
	計画利用率(%)	87.5	84.0	92.0	
26年度実績利用率(%)		81.6	75.1	85.1	

(イ) 認知症対応型通所介護事業

個別ケアの充実を図り、一人ひとりの心身の状態に合わせてそれぞれの居場所づくりや居心地のよい空間が提供できるよう取り組めます。

また、近隣への外出や地域の行事への参加、ご利用時の家事担当による役割や達成感の実現等、生活の充実感の実現に向けて取り組めます。

みささぎの本事業の継続実施については、引き続き検討します。

区分		紫野	みささぎ
利用定員(人)		12	12
28年度計画利用率(%)		65.0	50.0
27年度	1月実績利用率(%)	59.3	42.9
	計画利用率(%)	70.0	50.0
26年度実績利用率(%)		62.6	45.7

(ウ) 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業）

地域の中で当たり前の暮らしができるように、ご利用者の個性を尊重し、家庭的な環境のもとで一人ひとりの力を引き出せるように支援します。

また、ご利用者も地域の一員として地域の様々な活動にも参加し、地域活動を通じて馴染みの関係を大切にします。

地域交流スペースを活用して、施設と地域住民との顔の見える関係づくりを創出し、地域との連携を図ります。

		桂坂
利用定員（人）		9
28年度計画利用率(%)		87.0
27年度	1月実績利用率(%)	
	計画利用率(%)	
26年度実績利用率(%)		

オ ケアハウス（軽費老人ホーム）

ご利用者が健康で自立した生活が営めるよう、日常生活面での精神的、身体的な不安や悩みに対して、心理・情緒面でのサポートや介護保険等の情報提供を行い、快適な日常生活を確保できるよう支援します。

また、入居者自身の自己能力の活用と社会参加に配慮した支援を行い、ご利用者が施設だけの生活で終わらないような取組を実施します。

社会福祉法人の第一種社会事業であるケアハウスとして、虐待ケースや退院等で次の住居がない方など、社会的ニーズのある高齢者の受入について対応していきます。

また、京都市が実施している高齢者虐待シェルター確保事業に参画します。

区分		久我の杜
利用定員（人）		50
28年度計画利用率(%)		97.0
27年度	1月実績利用率(%)	97.2
	計画利用率(%)	95.0
26年度実績利用率(%)		91.4

カ 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業を含む。）

地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、行政や関係機関との連携のもと包括的及び継続的な支援を行い地域包括ケアの推進に向け取り組みます。

また、高齢者の多様なニーズや課題に対して、地域の社会資源のネットワークを構築し、ワンストップサービスの拠点として対応していくとともに、権利擁護、介護支援専門員に対する助言・指導及び介護予防ケアマネジメント等を実施します。

平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業の制度へ移行することに伴い、新しい包括的支援事業について、制度の動向も踏まえて検討します。

区分	紫野	小川	本能	修徳	西院	久我の杜	
27年度計画予防給付管理（件）	200	230	220	118	305	175	
26年度	1月実績予防給付管理（件）	206	214	226	100	312	172
	計画予防給付管理（件）	175	250	210	120	270	175
26年3月実績予防給付管理（件）	192	234	208	108	286	165	

キ 居宅介護支援事業

地域包括ケアの推進に向け、地域を支え、地域に根ざした居宅介護支援事業所として、行政や地域包括支援センター、医療機関、関係機関等と連携を図り、必要とされる居宅介護支援事業所を目指します。

また、事業所アンケート結果への対応、法令遵守の徹底、研修の積極的な参加、情報の共有、チーム力の強化等ケアマネジャーの能力の向上を図り、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。

区分	紫野	本能	修徳	西七条	塔南の園	西院	久我の杜	みささぎ
28年度計画給付管理（件）	180	103	135	120	108	127	113	70
27年度	1月実績給付管（件）	177	102	131.5	121	107	107	66
	計画給付管理（件）	185	105	130	114.5	111	132	70
27年3月実績給付管理（件）	183	105	119	113	108	124	98	66

ク 老人介護支援センター（西七条，塔南の園）

地域・関係機関等との連携のもと、高齢者が地域において安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターとも連携して、情報提供、相談、指導等、地域に根ざした支援センター体制の充実に努めます。

※ 他の施設では、地域包括支援センターで一体的に実施

ケ 地域介護予防推進センター（上京区地域介護予防推進センター）

各地域包括支援センターとの連携強化，プログラム内容の充実，広報誌の積極的活用等により，二次予防事業対象者の教室への参加の増加を図ります。対応として，高齢者が気軽に参加できる身近な地域の会場やスタッフを確保し，二次予防事業対象者の申込みについて全て受け入れる態勢を常に整えます。

一次予防事業対象者においても，各種教室プログラムの開催や地域すこやか学級等地域への出張教室の機会を増やし，介護予防に関する知識や家庭でもできる介護予防の取組等の普及啓発を行います。

平成29年4月より，介護予防・日常生活支援総合事業の制度へ移行することに伴い，新しい一般介護予防事業について，制度の動向も踏まえて検討します。

○一次予防事業対象者施策

区分		講演会 (運動)	講演会 (栄養)	講演会 (口腔)	講演会 (その他)	地域活動 組織支援等	その他
28年度計画回数(回)		494	18	15	77	130	19
27年度	1月実績回数(回)	375	16	9	111	115	19
	計画回数(回)	486	18	3	135	95	19
26年度実績回数(回)		492	18	6	103	107	19

○二次予防事業対象者施策

区分		運動器の 機能向上	栄養改善	口腔機能 の向上
28年度計画回数(回)		454	18	15
27年度	1月実績回数(回)	399	10	13
	計画回数(回)	486	12	15
26年度実績回数(回)		500	17	15

4 児童館部門

児童館の活動の基本的理念である、①児童の心身ともに健やかな育成（子ども自立支援）、②子育て家庭支援（子育ての社会化）、③地域の児童健全育成に関する総合的な機能を有する活動拠点としての役割（地域社会の子育て支援機能を創造する共生のまちづくり）を果たすため、中期経営計画に掲げた取組を推進します。

取組においては、京都市の子育て支援施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成27年1月策定）の趣旨を踏まえ、平成27年度から実施された子ども・子育て支援新制度における学童クラブ事業の充実を図るとともに、乳幼児親子や障害のある児童、子育て中の保護者、思春期の中高生など、幅広い対象者のニーズに積極的に対応します。

また、地域子育て支援ステーション事業による地域の子育てネットワークの構築や、地域や施設の特性を生かした地域住民や関係団体、さらには法人他部門との連携による世代間交流の取組や児童館活動への参画の促進等により、地域における子どもと子育て家庭を支える地域づくりに取り組みます。

さらには、児童館の事業運営やサービス提供内容について外部評価を進め、業務の改善や透明性を高めるとともに、コンプライアンスの推進に努め、職員の研修体系を構築し計画的な研修を実施するなど、サービスの質の向上に取り組みます。

（1）取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

（ア）地域の異世代交流の促進

特別養護老人ホームに併設する修徳及び塔南の園児童館をはじめ、錦林、明德両児童館における高齢者と乳幼児や児童との交流や、児童と地域住民との交流を深めるなどにより、子どもたちが地域の高齢者や大人と出会う機会をつくり、子ども自身が地域の様々な人々に育てられていることを理解し、自発的に地域住民と関われるよう支援します。

また、子どもや保護者を対象に認知症サポーター講座や声かけ訓練等を実施し、地域の認知症高齢者への理解を広げます。

さらに、児童を軸にして、地域住民同士の交流を深め、地域全体で子どもを育て、子育て家庭を支えるまちづくりを推進します。

（イ）障害のある子ども障害のない子ども共に育ち合う環境づくり

地域の障害のある児童を積極的に受け入れ、障害のある児童の居場所を確保し、障害のある児童と障害のない児童が同じ環境で育ち合い、互いに認め合い支えあう意識の醸成を図ります。

また、障害のある児童と住民との交流を通じて、障害のある児童への地域住民の理解を深め、誰もが住みやすい環境づくりを推進します。

（ウ）子ども・子育て支援新制度における学童クラブ事業の充実

平成27年4月から実施された子ども・子育て支援新制度に基づき、対象児童が小学校6年生まで拡大されたこと等に伴い利用児童が増加していることを踏まえ、運営基準に基づき適切に職員配置や活動スペースを確保するなど、学童クラブ事業の円滑な運営に努めるとともに、引き続き新制度における課題、運営方法等の検討を行い、支援内容の充実を図ります。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
平成28年度当初登録見込数(人)	130	120	109	76	435
支援の単位(クラス)	3	3	3	2	11
(参考)平成27年度当初登録数(人)	105	98	111	74	388
支援の単位(クラス)	3	2	3	2	10

イ リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進

(ア) 児童館事業の適切な運営

児童館と児童館事業を統括する本部が引き続きしっかりと連携し、適切かつ効率的な事業運営に取り組むとともに、引き続き経理事務等について、本部と児童館の間で役割分担を行い相互にチェックを行います。

また、平成27年度から2児童館で受診を始めた第三者評価については、引き続き受診を進めるとともに、受診で明らかとなった課題については法人が運営する児童館全体で協議、検討を行い、当該年度に第三者評価を受診していない児童館にも効果が反映できるように取り組みます。

(イ) 人事管理及び人材育成の仕組みの構築

児童館事業の発展、人材育成の観点から、人事管理の仕組みを構築するとともに、新たに学童クラブ事業に従事する職員への研修の充実を含め、協会における児童館職員の研修体系を構築し、継続的で計画的な研修を実施することで児童館職員のスキルの向上に取り組み、サービスの質の向上を図ります。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 乳幼児親子対象の活動(児童館・子育てほっと広場)

乳幼児の遊び体験の拡大と遊びを通して親子や子ども同士がふれあう機会をつくるとともに、保護者同士の交流を通して、核家族化、少子高齢化の下での地域における子育ての仲間づくりを進めます。また、引き続き、乳幼児親子が気軽に利用しやすい雰囲気づくりに努めて自由来館を増やし、子育ての孤立等を防止します。

(ア) 乳児(0～1歳) 幼児(2歳以上) クラブ

年間を通して子どもの成長を踏まえた活動を展開するとともに、子育て親子の出会いの場、気軽に話せる関係づくりを進めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
平成28年度当初登録見込数(組)	50	120	117	40	327
(参考)平成27年度当初登録数(組)	30	120	90	20	260

(イ) 子育てグループの活動支援

子育て中の親同士が集い気軽に話をするにより、自然と互いに助け合う雰囲気が生まれ、子育ての悩みや不安を解消し元気が甦るなど、ピア・カウンセリング効果を引き出す自助と共助のグループ活動を支援します。また、つながりを深めた親たちにより、我が子と共に地域の子もたちの健やかな成育を考え、子どもと子育て家庭を支える地域づくり活動への参画が促進されるよう努めます。

(ウ) 遊びと集いの活動

気軽に自由参加ができる活動プログラムを工夫し、家庭に閉じこもりがちな親子や孤立した子

育て環境に陥りがちな親も参加しやすい「出会いとふれあいの機会と場」を提供します。

(エ) 子育て支援講座の開催

母親たちのニーズに応え、専門家との連携と協働による各種の講座を開催します。妊娠・出産・育児の不安を和らげ、気軽に相談ができる場と仲間との出会いの機会を作ります。

イ 学童クラブ事業

共働き家庭や母子・父子家庭等の小学校1～6年生児童を対象に、放課後児童健全育成事業として、安全で家庭的な生活空間と、健全な遊びを通して異年齢集団活動及び創造的自由遊びの場を提供し、子どもの社会性を育て、自立の促進と自主性を尊重することに努めます。

また、保護者をはじめ地域住民やボランティア等の事業への参画を促し、地域の子ども育成支援の核となるよう取組を進めます。

平成28年度は、利用児童の増加に伴い明德児童館でクラス数が増加するとともに錦林児童館では活動スペースの不足が見込まれるため、新たに臨時職員や活動スペースを確保して対応します。

(再掲)

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
平成28年度当初登録見込数(人)	130	120	109	76	435
支援の単位(クラス)	3	3	3	2	11
(参考)平成27年度当初登録数(人)	105	98	111	74	388
支援の単位(クラス)	3	2	3	2	10

ウ 障害のある児童の統合育成と居場所づくり

学童クラブ事業において、積極的に障害のある児童を受入れ、適切な援助により子ども同士の豊かな相互関係を促進する等、統合育成環境の充実を図ります。

また、自由来館における障害のある児童やその家庭に対しても、学校、児童福祉センター、医療機関や発達障害者支援センター等との連携を深め、障害の状況や発達に合わせて適切な支援を行うとともに、成長発達に悩みをもつ家庭同士の支え合いとつながりを支援します。

さらに、障害のある児童と住民との交流や地域住民も対象とした勉強会等を行い、障害のある児童への地域住民の理解を深めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
障害のある児童の学童クラブ登録見込数(平成28年度当初)(人)	15	7	7	10	39
(参考)障害のある児童の学童クラブ登録数(平成27年度当初)(人)	13	5	8	12	38

エ 中高生の活動支援

(ア) 中高生と赤ちゃんとの交流事業の実施

中高生を中心に、赤ちゃんとふれあい、関わることにより、子育ての喜びや他者に対する関心、共感の能力を高めるなど、中高生の健全育成を図ります。

(イ) 児童館の特性を生かした活動支援

中高生が自ら進んで活動を行えるよう、年齢を考慮して活動場所を設定し、受け入れます。また、年長者として小学生等年少者への配慮、遊びへの工夫などを自主的に行えるように働

きかけます。遊び以外でも、地域貢献活動や世代間交流の活動等に年齢相応の役割を持って参加できるように促し、将来の就労等自立に向けて、社会性を身に付けられるように支援します。

さらに、生活面での支援が必要である課題を抱える利用者に対しては、学校等関係機関と連携して対応します。

オ 小地域における児童福祉の拠点施設としての活動

(ア) 地域子育て支援ステーション事業の実施

平成27年度からは、京都市の事業見直しにより、協会のすべての児童館が基幹ステーションとなり、地域（小学校通学区域）の子育てネットワークづくりを行うため、地域団体や関係機関によるネットワーク会議の設置や各種事業の実施に取り組んでいます。

より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、また、地域における子育て支援の拠点として、各小学校区の実情に合わせた子育て相談の実施や、活動場所や児童館の資源の提供を行います。また、子ども支援センターや保健所、学区内保育所と連携し、子ども育成と子育てに関する情報の収集・発信を充実するとともに、これらのネットワークを活かして、児童虐待等の発生予防と早期発見、発達成長課題や福祉課題の早期対応に努め、専門機関への連絡、相談、調整等を行います。

(イ) 地域の子育て環境づくり

地域の子ども達の健全な遊び場として機能するよう各種事業を実施するとともに、幅広い世代にサービスを提供できる協会の特性を生かし、子どもが主体的に地域活動へ参画するよう促し、地域における異世代交流を促進する拠点としての活動を進めます。

また、「子ども・子育て家庭相談」への対応や、児童健全育成事業を支える年長児童や地域住民、青年ボランティアの活動を支援し、地域諸団体との連携を深める中で、地域の子どもネットワークの形成に努めます。

(ウ) 京都市ファミリーサポートセンター南支部（塔南の園児童館内）の運営

地域における市民相互の子育て支援（ファミリーサポート会員組織に関する募集・登録、研修、広報と、京都市ファミリーサポート本部との連絡調整等）を実施し、地域コミュニティの活性化につなげます。

(エ) 地域貢献事業等

協会の中期経営計画に基づき、部門を超えて連携、協同し、地域の福祉拠点としての特性を生かして地域の福祉ニーズに応じた取組を進めます。